

パブリック・コメントに対する市の考え方

●市民協働の体制づくりに関するご意見（P18 提案 13、提案 14、P21 提案 21、提案 22 など）

計画案で市民協働の充実を謳っているが、市が主体になって事業を進めるような印象を持つ表現がみられる。また、市民グループと定期的に意見交換の場を持つことを期待する。

文化財の保存活用に関する方針の一つ「協働創造の充実」の具体的な内容を示した部分について、「本市の文化財に関わる個人や団体等から意見や情報を広く集め」（計画案 P82）という表現に案を修正するとともに、具体的な取組の中に「文化財に係る市民や市民団体と定期的に意見交換の場を持ち、人材の発掘に努める」（計画案 P94）という表現を加え、案を修正した。

●指定等文化財の情報提示、デジタルアーカイブ化に関するご意見（P23 要望 49、質問 12 など）

文化財の所在地や映像などを含む指定等文化財の情報をアーカイブ化し、広く公開することを望む。また、各種データはインターネット上で公開するとともに、文化財関係図書などもデジタルアーカイブ化を進めてほしい。

文化財のデータベースはオープンデータ化を進めるとともに、映像等を含めた文化財に関するデジタルアーカイブの構築、公開を進め、市民による一層の活用を目指す、として盛り込み済である（計画案 P97）。文化財関係図書については、過去の刊行本を含め、条件が整う範囲において電子版を作成し、インターネット上での公開を進める、として盛り込み済である（計画案 P98）。

●観光施策との関係についてのご意見（P22 質問 11、P23 提案 26 など）

文化財部局と観光部局は連携を深め、観光施設における活動の充実を図ってほしい。

観光施策との関係については、複数の文化財についてストーリーをもって結び付け、周遊型、滞在型の観光コンテンツとして情報提供できるよう、今後も情報収集に努める、として盛り込み済である（計画案 P98）。また、「関連文化財群」、「文化財保存活用区域」等を設定し、今後の観光施策への活用を促していく、として盛り込み済である（計画案 P117～P153）。

●環境施策との関係についてのご意見（P8 要望 20、P17 要望 41、P20 提案 16 など）

動植物などの自然遺産や、浜名湖や佐鳴湖をはじめとした水域の生態系も、文化財として重視してほしい。

動植物などの自然遺産についても、環境政策部局との連携のもと、本市を代表する文化財（天然記念物）として適切な保護が図られるように現況調査を進め保護を図る、として盛り込み済である（計画案 P89）。また、浜名湖や佐鳴湖をはじめとした水域の生態系については、蜷塚遺跡等の個別文化財の保存活用施策の中で、関連性に留意していくことを盛り込み済である（計画案 P141）。